

平成 26 年度 神奈川県児童・生徒の問題行動等調査〔確定値〕  
調査結果の概要 1（公立学校分）

主な調査結果の前年度比較

項目（調査対象）	26 年度	25 年度	増減
暴力行為の発生件数 （公立小・中・高等学校）	6,461 件	7,390 件	929 件 減少
いじめの認知件数 いじめの改善率 （公立小・中・高・特別支援学校）	6,479 件 98.3%	6,819 件 97.0%	340 件減少 1.3 ポイント増
小・中学校不登校児童・生徒数 （公立小・中学校）	9,363 人	8,998 人	365 人 増加
高等学校長期欠席者数 （公立高等学校）	6,945 人	6,964 人	19 人 減少
中途退学者数 （公立高等学校）	3,163 人	2,989 人	174 人 増加

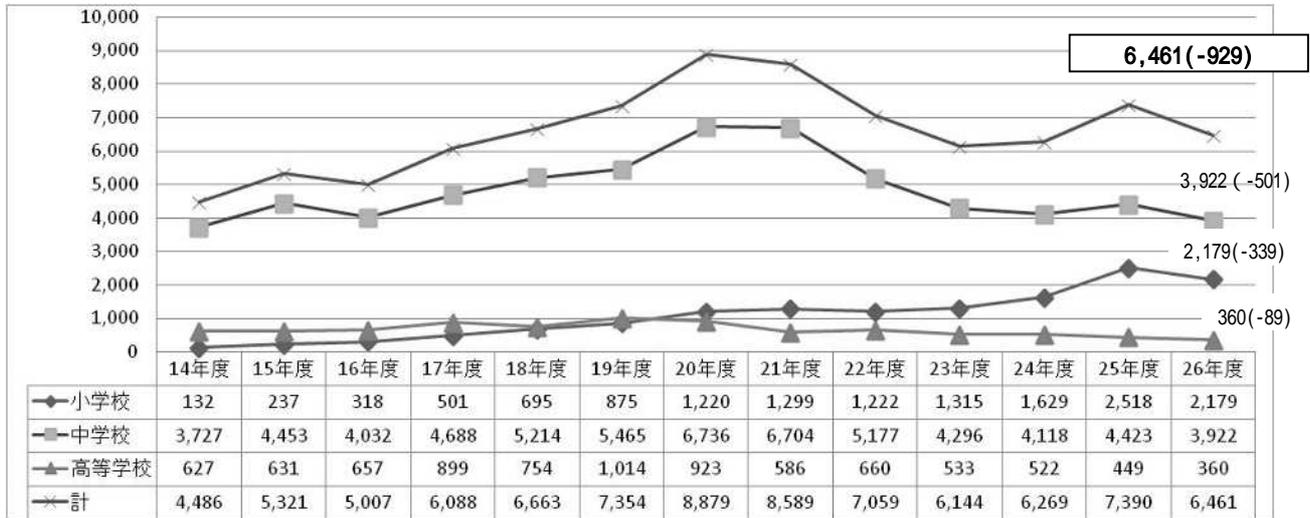
目 次

暴力行為について（公立小・中・高等学校）	・・・ 1
いじめについて（公立小・中・高・特別支援学校）	・・・ 2
長期欠席・不登校について（公立小・中学校）	・・・ 4
長期欠席・不登校について（公立高等学校）	・・・ 5
中途退学者について（公立高等学校）	・・・ 5
〔参考〕文部科学省による定義・調査基準	・・・ 6
不登校、いじめ、暴力行為 地域別の状況（公立小・中学校）	・・・ 8
項目別調査結果の概要と捉えについて	
1 暴力行為の状況（公立小・中・高等学校）	・・・ 9
2 いじめの状況（公立小・中・高・特別支援学校・県・市町村教育委員会）	・・・ 10
3 長期欠席・不登校児童・生徒の状況（公立小・中学校）	・・・ 12
4 長期欠席・不登校生徒の状況（公立高等学校）	・・・ 14
5 中途退学者等の状況（公立高等学校）	・・・ 15
6 自殺の状況（公立小・中・高等学校）	・・・ 16
7 出席停止の状況（公立小・中学校）	・・・ 16
8 教育相談の状況（県・市町村教育委員会）	・・・ 16
神奈川県教育委員会の主な取組について	・・・ 17

\* 中学校には中等教育学校前期課程を、高等学校には中等教育学校後期課程を含む

## 暴力行為について（公立小・中・高等学校）

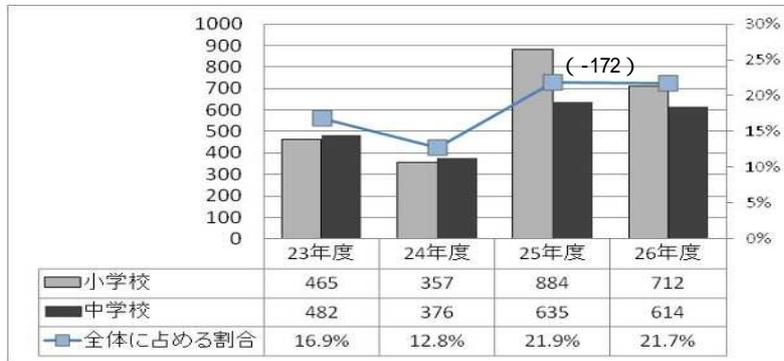
### 暴力行為の発生件数の推移（神奈川県公立小・中・高等学校）【件数】



公立小・中・高等学校における平成26年度の暴力行為の発生件数は、前年度より929件減少し6,461件でした。小学校は、前年度より339件減少し2,179件で、中学校は、501件減少し3,922件でした。また、高等学校は、前年度より89件減少し360件でした。

小学校では、5回以上繰り返す児童の暴力行為の発生件数、中学校では生徒間暴力の発生件数が減少しました。

小学校では、暴力行為を5回以上繰り返す児童が起こした暴力行為の発生件数が、前年度より172件減少しました。その形態別内訳では、対教師暴力が164件減少となっています。これは、児童が暴力を繰り返し起さないよう、指導方法を工夫し、学校が組織的に対応を行った結果と考えられます。



暴力行為を5回以上繰り返す児童・生徒の暴力行為の発生件数(公立小・中学校)

	計(712件)	前年比
対教師暴力	189件	-164
生徒間暴力	459件	9
対人暴力	3件	-6
器物損壊	61件	-11

中学校では、暴力行為の形態別発生件数のうち生徒間暴力が前年度より231件減少しました。

また、加害生徒に対する学校の対応として、「友人関係を改善するための指導」「当該児童生徒が意欲を持って活動できる場を用意」など、生徒の自尊感情や人間関係の形成につながる指導が増えています。

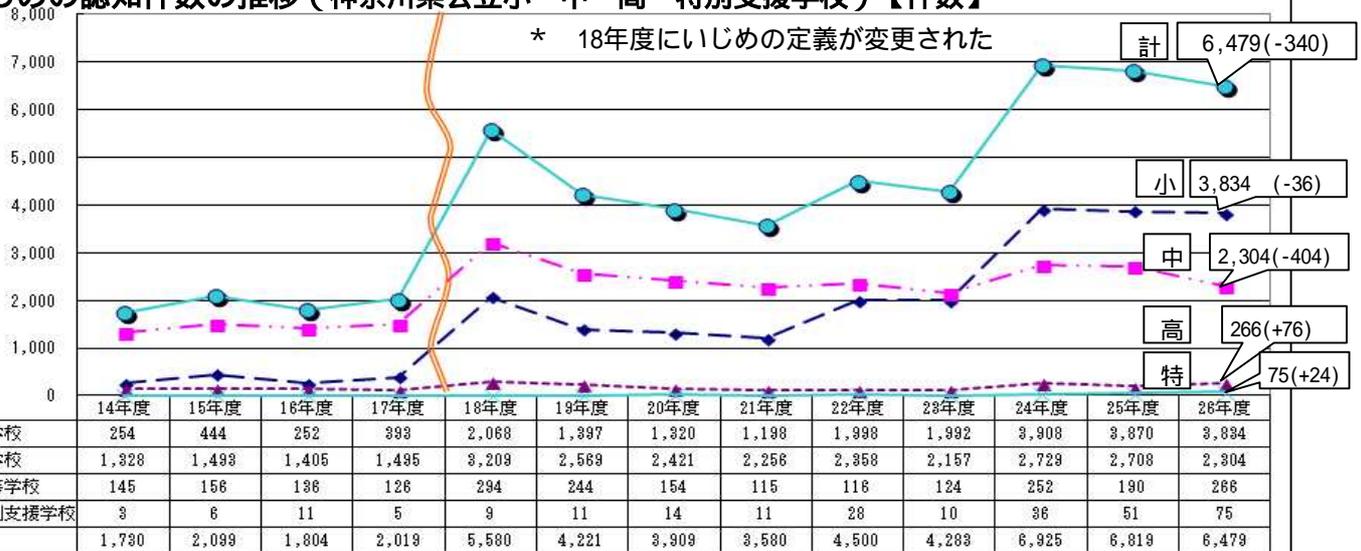
	計(3922件)	前年比
対教師暴力	505件	-47
生徒間暴力	2371件	-231
対人暴力	56件	-4
器物損壊	990件	-219

加害児童・生徒に対する指導の内容【件数】 \*複数選択可

	小学校(18人減)			中学校(352人減)		
	26年度	25年度	増減	26年度	25年度	増減
被害者等に対する謝罪指導	1639	1545	94	3035	3349	-314
ルールの徹底や規範意識を醸成するための指導	1654	1569	85	2856	3068	-212
友人関係を改善するための指導	1152	1145	7	1857	1794	63
保護者の協力を求めて、家族関係等の改善・調整	870	896	-26	1333	1681	-348
当該児童生徒が意欲を持って活動できる場を用意	495	445	50	443	349	94

## いじめについて（公立小・中・高・特別支援学校）

いじめの認知件数の推移（神奈川県公立小・中・高・特別支援学校）【件数】



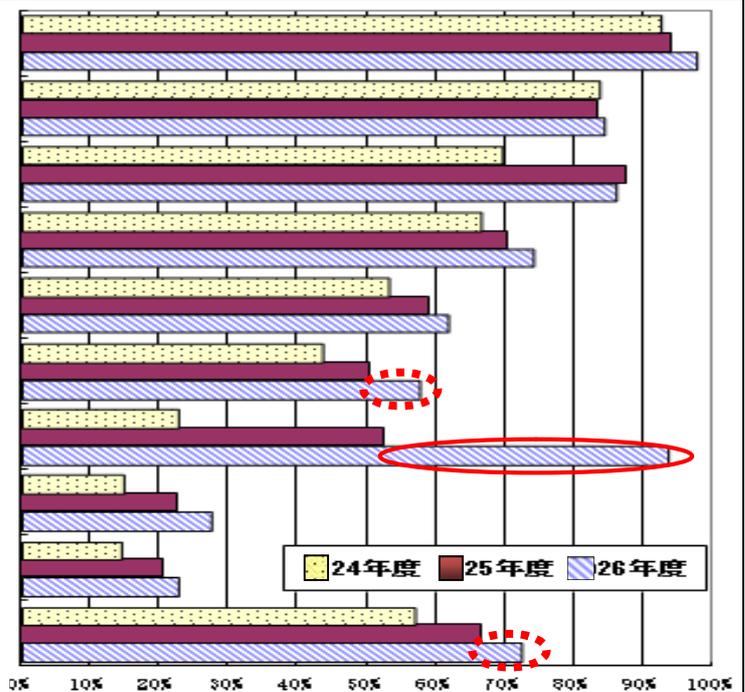
公立小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、前年度より340件減少し、6,479件でした。

いじめに対する日常の取組が進み、いじめの未然防止が進んでいると捉えられます。引き続き「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子にも起こりうる」という基本的な考えに立ち、ふざけやじゃれあいや重なり合えば、いじめになるということも含め、今一度「いじめ」とは何かを、児童・生徒や教職員が共通理解し取組を進めていくことが大切です。

### 「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、各学校の取組が進みました。

いじめに対する日常の取組（全校に占める取り組んでいる学校の割合）【%】（公立小・中・高・特別支援学校）

- 職員会議等を通じていじめ問題について職員間で共通理解を図った
- 道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った
- 校内組織の整備など教育相談体制の充実を図った
- スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して相談にあたった
- 児童・生徒会活動を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の間関係づくり等を促進させた
- 教育相談の実施について、必要に応じて教育センターなどの専門機関と連携を図るとともに、**学校以外の相談窓口周知や広報の徹底を図った**
- 学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、**保護者や地域住民の理解を得るよう努めた**
- PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた
- 地域の関係機関と連携協力した対応を図った
- いじめ問題に関する**校内研修を実施した**

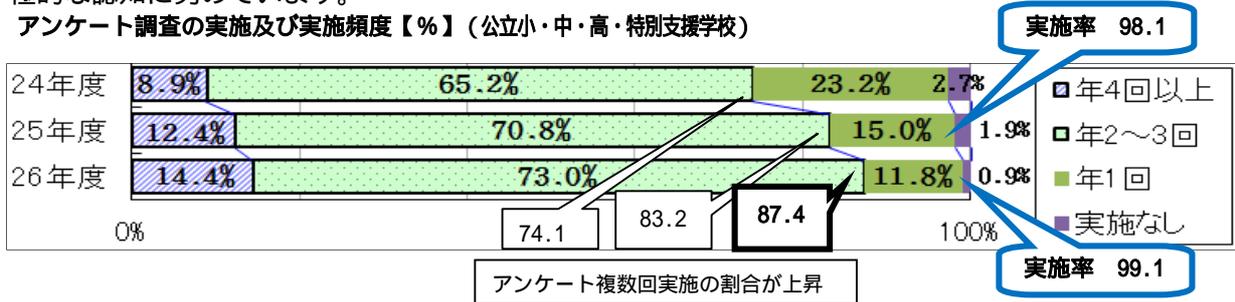


いじめに対する日常の取組として、特に「**保護者や地域住民の理解を得る**」**こと**や「**学校以外の相談窓口周知**」「**校内研修を実施**」等の取組が進んでいます。

**いじめの実態把握のためのアンケート調査実施の工夫と\*いじめの改善率が向上しました。**

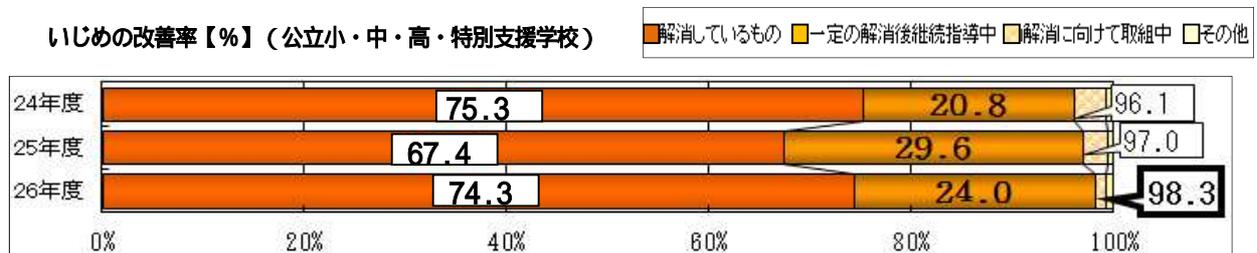
いじめの実態把握のためのアンケート調査実施率が、平成25年度の98.1%から平成26年度は99.1%に上昇しました。また、「実施頻度」の年2～4回以上の割合が上昇し、複数回実施することでいじめの積極的な認知に努めています。

アンケート調査の実施及び実施頻度【%】（公立小・中・高・特別支援学校）



いじめの改善率は、平成25年度の97.0%から平成26年度は98.3%に上昇しました。各学校において、積極的に認知したいじめに対して、速やかに指導と支援を行い、一定の解消の後も指導・支援を継続することが大切です。

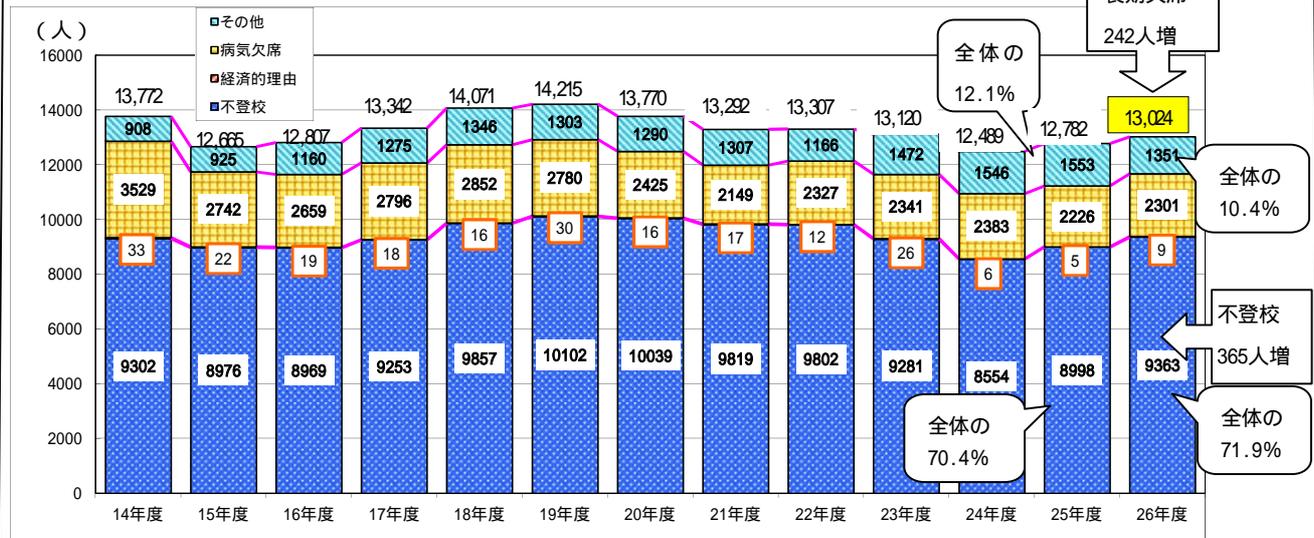
いじめの改善率【%】（公立小・中・高・特別支援学校）



\* 改善率は、いじめの認知件数のうち、年度内に「解消しているもの」と「一定の解消が図られたが、継続支援中」を合わせた件数が占める割合

# 長期欠席・不登校について（公立小・中学校）

理由別長期欠席児童・生徒数の推移（神奈川県公立小・中学校）【人数】



\* 長期欠席児童・生徒は「年度間に通算30日以上欠席した児童・生徒」

	長期欠席	年度												
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小学校	長期欠席	5,419 (12.0)	4,488 (9.81)	4,483 (9.72)	4,518 (9.67)	4,794 (10.2)	4,817 (10.2)	4,425 (9.31)	4,382 (9.21)	4,454 (9.39)	4,640 (9.88)	4,361 (9.41)	4,508 (9.82)	4,767 (10.4)
	不登校	2,179 (4.82)	1,969 (4.30)	1,895 (4.11)	1,854 (3.97)	2,051 (4.35)	2,153 (4.56)	2,047 (4.31)	2,146 (4.51)	2,246 (4.74)	2,149 (4.58)	1,908 (4.12)	2,179 (4.74)	2,443 (5.34)
中学校	長期欠席	8,353 (41.7)	8,177 (41.9)	8,324 (43.4)	8,824 (45.9)	9,277 (47.8)	9,398 (47.6)	9,345 (46.8)	8,910 (44.0)	8,853 (43.6)	8,480 (40.8)	8,128 (38.8)	8,274 (39.2)	8,257 (39.3)
	不登校	7,123 (35.6)	7,007 (35.9)	7,074 (36.9)	7,399 (38.5)	7,806 (40.2)	7,949 (40.2)	7,992 (40.0)	7,673 (37.9)	7,556 (37.2)	7,132 (34.3)	6,646 (31.7)	6,819 (32.3)	6,920 (32.9)
計	長期欠席	13,772 (21.1)	12,665 (19.4)	12,807 (19.6)	13,342 (20.2)	14,071 (21.1)	14,215 (21.2)	13,770 (20.4)	13,292 (19.6)	13,307 (19.6)	13,120 (19.4)	12,489 (18.6)	12,782 (19.1)	13,024 (19.5)
	不登校	9,302 (14.3)	8,976 (13.8)	8,969 (13.7)	9,253 (14.0)	9,857 (14.8)	10,102 (15.1)	10,039 (14.9)	9,819 (14.5)	9,802 (14.5)	9,281 (13.7)	8,554 (12.7)	8,998 (13.4)	9,363 (14.0)

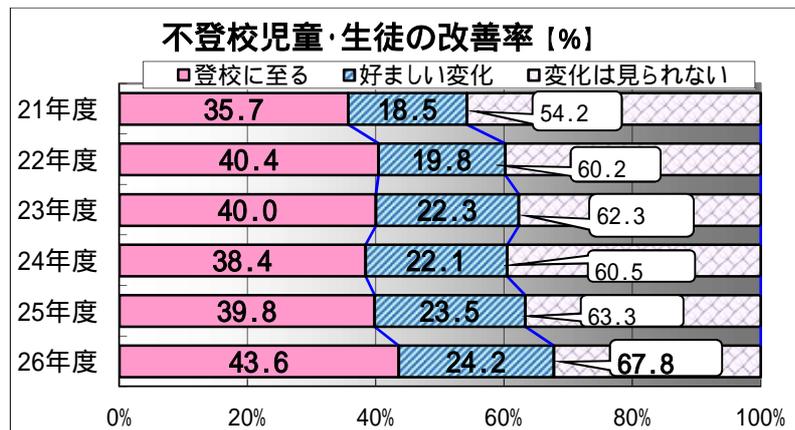
( )内は1,000人あたりの人数

公立小・中学校における長期欠席児童・生徒数は13,024人、うち不登校児童・生徒数は前年度より365人増加し、9,363人でした。

学校が欠席の理由を「不登校ではないか」と積極的に捉え、長期欠席者における不登校者の割合が増えました。

また、不登校の\*改善率が、平成26年度は前年度より4.5ポイント上昇の67.8%と、最近6年間のなかで最も高い数値を示しています。

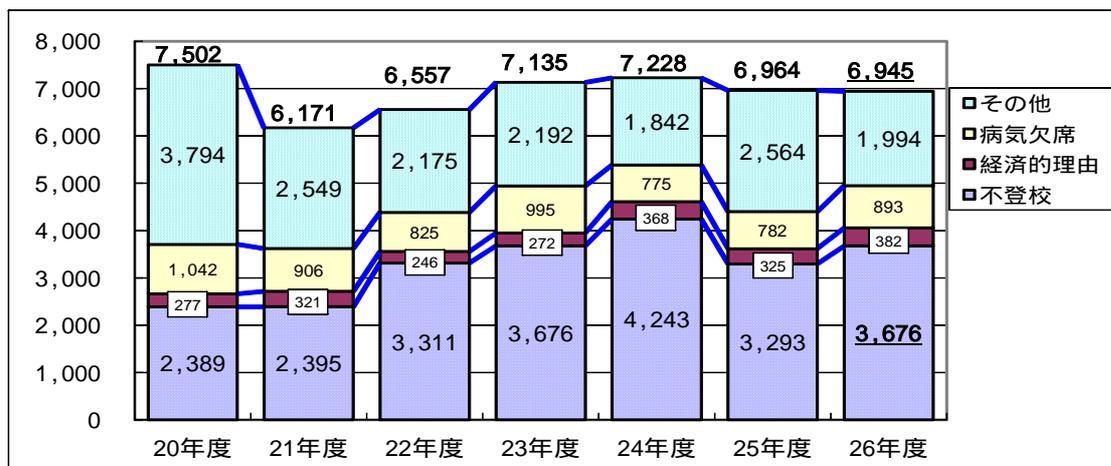
\*改善率は、不登校児童・生徒数のうち、「指導の結果、登校する又は登校できるようになった」と及び「継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった」を合わせた児童・生徒数が占める割合



「登校する又はできるようになった児童・生徒」に特に効果のあった学校の取組では、小学校では「登校を促すため、電話をかけたりに迎えに行く」「保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った」、中学校では「家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った」「スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった」等が多く、きめ細やかに継続した対応を行っています。

## 長期欠席・不登校について（公立高等学校）

理由別長期欠席者数の推移[神奈川県公立高等学校全日制・定時制合計]【人数】

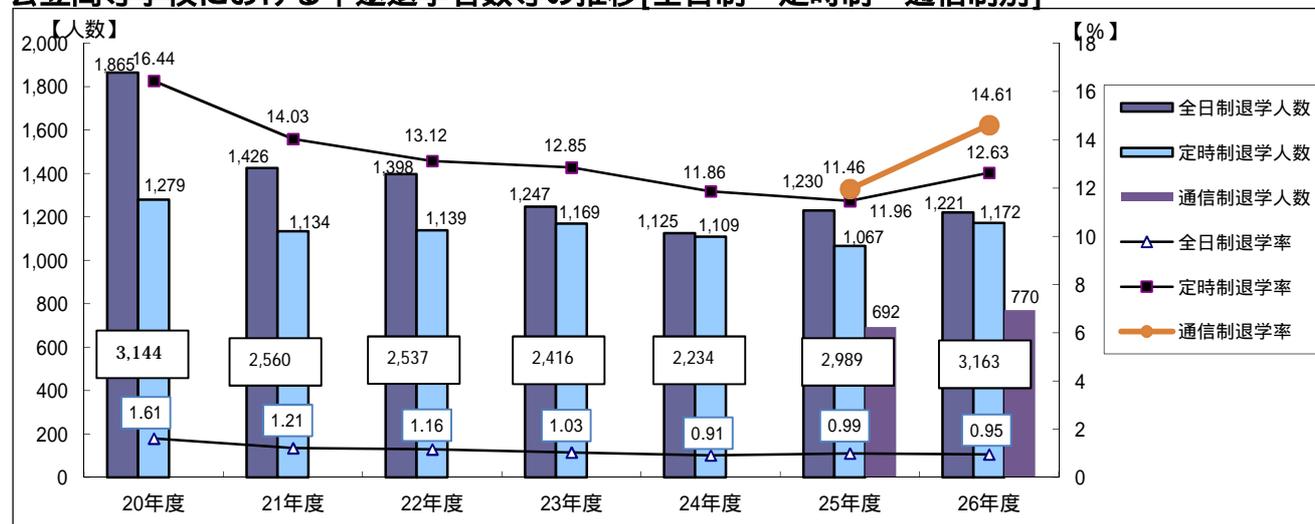


欠席理由に関わらず、長期欠席者へのきめ細かな支援に取り組んでいます。

公立高等学校における長期欠席者については6,945人となり、前年度より19人減少しました。うち不登校生徒数は3,676人で、長期欠席者数の52.9%にあたります。長期欠席者数が減少したのは、欠席理由に関わらず、早期発見・早期対応に努め、長期欠席者へのきめ細かな支援に取り組んだ結果と考えています。また、不登校生徒数が増加したのは、欠席の理由がはっきりとしない場合でも、学校が「不登校ではないか」と積極的に捉えた結果と考えており、生徒一人ひとりの状況に応じた支援を継続して行っています。

## 中途退学者について（公立高等学校）

公立高等学校における中途退学者数等の推移[全日制・定時制・通信制別]



中途退学者を減少させるため、学習意欲や通学意欲を高める支援に努めています。

公立高等学校全体における中途退学者は3,163人となりました（全日制は9人減少、定時制は105人増加、通信制は78人増加）。この人数は在籍者（平成26年4月1日現在）の2.22%（全日制は0.95%、定時制は12.63%、通信制は14.61%）にあたります。

中途退学率については、全日制は横ばい、定時制と通信制は上昇しました。定時制と通信制では、進路変更や学校生活・学業不適應を理由とする中途退学が多いことから、入学後に改めて進路を見直す生徒が増加していると捉えています。各学校では、一人ひとりの学びのペースや個別のニーズに合わせた学習指導と、さまざまな課題を抱えた生徒に対する支援体制の充実に努めています。

[参考] 文部科学省による定義・調査基準

「暴力行為」

「暴力行為」とは、「自校の児童・生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、次の4形態に分類し調査しています。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外としています。

「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む）の例

- ・ 指導されたことに激高して教師の足を蹴った
- ・ 教師の胸ぐらをつかんだ
- ・ 養護教諭めがけて椅子を投げつけた
- ・ 定期的に来校する教育相談員を殴った
- ・ その他、教職員に暴行を加えた

「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童・生徒同士に限る）の例

- ・ 同じ学校の生徒同士が喧嘩となり、双方が相手を殴った
- ・ 高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた
- ・ 部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具で叩いた
- ・ 遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた
- ・ 双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、怪我には至らなかったが、身体を突き飛ばすなどした
- ・ その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた

「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）の例

- ・ 学校行事に來賓として招かれた地域住民を足蹴りにした
- ・ 偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり、蹴ったりした
- ・ 登下校中に、通行人に怪我を負わせた
- ・ その他、他者（対教師及び生徒間を除く）に対して暴行を加えた

「器物損壊」（学校の施設・設備等の損壊）の例

- ・ 教室の窓ガラスを故意に割った
- ・ トイレのドアを故意に壊した
- ・ 補修を要する落書きをした
- ・ 学校で飼育している動物を故意に傷つけた
- ・ 学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
- ・ その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

なお、調査においては、当該暴力行為によって怪我や外傷があるかないかといったことや、怪我による病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、例に掲げているような行為、内容及び程度等がそれを上回るようなものをすべて対象としています。

「いじめ」

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童・生徒の立場に立って行うものとします。

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係のある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とします。なお、起こった場所は学校の内外を問いません。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

（注1）「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを踏まえ、いじめの定義は同法に合わせています。

「いじめられた児童・生徒の立場に立って」判断を行うことなど、同法の趣旨を十分踏まえ、「いじめ」に当たるか否かの判断を行い、同調査の記入を行ってください。いじめには、多様な様態があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との定義が限定して解釈することのないようにしてください。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童・生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

(注2) 「一定の人的関係のある他の児童・生徒」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童・生徒と何らかの人的関係を指します。

(注3) 「行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含まれます。

(注4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

(注5) けんかは除きますが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童・生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要です。

### 「長期欠席者」及び「不登校」等欠席理由

本調査において

「長期欠席者」とは、1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒をいいます。

「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」に分類します。

「病気」は、本人の心身の故障等(けがを含む)により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席することです。(自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童・生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む)

「経済的理由」は、家計が苦しくて教育費が出せないとか、生徒が働いて家計を助けなければならぬ等の理由で長期欠席することです。

「不登校」とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものを除く)」をいいます。

なお、欠席状態が長期に継続している理由が、学校生活上の影響、あそび・非行、無気力、不安など情緒的混乱、意図的な拒否及びこれらの複合等であるものとします。

[「不登校」の具体例]

- ・学校生活上の影響 : いやがらせをする生徒の存在や、教師との人間関係等、明らかにそれと理解できる学校生活上の影響から登校しない(できない)。
- ・あそび・非行 : 遊ぶためや非行グループに入ったりして登校しない。
- ・無気力 : 無気力でなんとなく登校しない。登校しないことへの罪悪感が少なく、迎えに行ったり強く催促すると登校するが長続きしない。
- ・不安など情緒的混乱 : 登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しない等、不安を中心とした情緒的な混乱によって登校しない(できない)。
- ・意図的な拒否 : 学校に行く意義を認めず、自分の好きな方向を選んで登校しない。
- ・複合 : 不登校状態が継続している理由が上記具体例と複合していて、いずれが主であるかを決めがたい。

「その他」は、上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席することです。

[「その他」の具体例]

- ・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席すること。
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席すること。
- ・連絡先が不明なまま長期欠席していること。
- ・欠席理由が2つ以上あり(例えば「病気」と「不登校」など)、主たる理由を特定できないこと。

# 不登校、いじめ、暴力行為 地域別の状況（公立小・中学校）

## 1 暴力行為の発生件数 [地域別]（中等教育学校を除く）

	平成26年度				平成25年度				平成26、25年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人	小学校	中学校	小中合計	1,000人	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	1,655	2,045	3,700	14.0	1,943	2,195	4,138	15.5	288	150	438	1.5
川崎市	103	239	342	3.4	59	312	371	3.7	44	73	29	0.3
相模原市	108	282	390	7.2	125	414	539	9.9	17	132	149	2.7
横須賀市	101	188	289	9.4	191	217	408	13.1	90	29	119	3.7
湘南三浦	47	405	452	5.8	63	254	317	4.1	16	151	135	1.7
県央	103	403	506	7.6	53	586	639	9.5	50	183	133	1.9
中	33	218	251	5.6	32	279	311	6.8	1	61	60	1.2
県西	29	130	159	6.1	52	163	215	8.0	23	33	56	1.9
神奈川県	2,179	3,910	6,089	9.1	2,518	4,420	6,938	10.4	339	510	849	1.3

## 2 いじめの認知件数 [地域別]（中等教育学校を除く）

	平成26年度				平成25年度				平成26、25年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人	小学校	中学校	小中合計	1,000人	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	1,781	666	2,447	9.2	2,279	954	3,233	12.1	498	288	786	2.9
川崎市	619	185	804	8.0	453	167	620	6.2	166	18	184	1.8
相模原市	338	225	563	10.4	373	352	725	13.4	35	127	162	3.0
横須賀市	132	116	248	8.1	128	167	295	9.5	4	51	47	1.4
湘南三浦	167	379	546	7.0	128	427	555	7.2	39	48	9	0.2
県央	421	329	750	11.2	219	271	490	7.3	202	58	260	3.9
中	277	284	561	12.4	158	181	339	7.4	119	103	222	5.0
県西	99	118	217	8.3	132	187	319	11.9	33	69	102	3.6
神奈川県	3,834	2,302	6,136	9.2	3,870	2,706	6,576	9.8	36	404	440	0.6

## 3 不登校児童・生徒数 [地域別]（中等教育学校を除く）

	平成26年度				平成25年度				平成26、25年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人	小学校	中学校	小中合計	1,000人	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	1,120	2,608	3,728	14.1	988	2,423	3,411	12.8	132	185	317	1.3
川崎市	271	1,003	1,274	12.7	238	1,048	1,286	12.9	33	45	12	0.2
相模原市	252	725	977	18.1	193	716	909	16.7	59	9	68	1.4
横須賀市	111	433	544	17.8	133	489	622	20.0	22	56	78	2.2
湘南三浦	246	697	943	12.1	190	598	788	10.2	56	99	155	1.9
県央	205	703	908	13.6	195	782	977	14.5	10	79	69	0.9
中	148	423	571	12.6	148	464	612	13.4	0	41	41	0.8
県西	90	306	396	15.1	94	282	376	14.0	4	24	20	1.1
神奈川県	2,443	6,898	9,341	14.0	2,179	6,802	8,981	13.4	264	96	360	0.6

湘南三浦教育事務所 管内	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、寒川町
県央教育事務所 管内	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
中教育事務所 管内	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県西教育事務所 管内	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

## 項目別調査結果の概要と捉えについて

### 1 暴力行為の状況（公立小・中・高等学校）

#### (1) 調査結果の概要（詳細データは資料2のP.1～7）

ア 暴力行為の発生件数は**6,461件**と前年度より減少（前年度より929件減少）

イ 校種別内訳では、

小学校	2,179件	減少	前年度より339件減少
中学校	3,922件	減少	前年度より501件減少
高等学校	360件	減少	前年度より89件減少

ウ 形態別内訳では、

対教師暴力	813件	減少	前年度より303件減少
生徒間暴力	4,105件	減少	前年度より314件減少
対人暴力	88件	増加	前年度より1件増加
器物損壊	1,455件	減少	前年度より313件減少

エ 器物損壊を除いた暴力行為の発生件数のうち、当該暴力行為により被害者が病院で治療したケースは、

914件（前年度より111件減少）

18.3%（器物損壊を除いた発生件数全体に占める割合、前年度より0.1ポイント上昇）

オ 加害児童・生徒数は、（実人数）

小学校	1,658人	減少	前年度より19人減少
中学校	3,091人	減少	前年度より352人減少
高等学校	454人	減少	前年度より57人減少

カ 小・中・高等学校 学年別加害児童・生徒数（延人数）

学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
人数（人）	127	217	270	345	459	613	1,290	1,420	1,139
学年	高1	高2	高3・4						
人数（人）	235	153	81						

キ 暴力行為を5回以上繰り返し起こした児童・生徒の状況は、

該当児童・生徒数（加害児童・生徒総数<実人数>に占める割合）

小学校	83人（5.0%）	減少	前年度より2人減少
中学校	79人（2.6%）	減少	前年度より5人減少
高等学校	0人	前年度と変わらず	

該当児童・生徒が起こした暴力行為発生件数（発生件数全体に占める割合）

小学校	712件（32.7%）	減少	前年度より172件減少
中学校	614件（15.7%）	減少	前年度より21件減少
高等学校	0件	前年度と変わらず	

ク 加害児童・生徒に対する学校の対応は、

連携した機関等（加害児童・生徒総数<延人数>に占める割合）

警察等の刑事司法機関等と連携した対応	541人（8.5%）
児童相談所等の福祉機関等と連携した対応	188人（3.0%）
その他の専門的な関係機関等と連携した対応	176人（2.8%）
病院等の医療機関等と連携した対応	145人（2.3%）
地域の人材や団体等と連携した対応	42人（0.7%）

指導等の内容（加害児童・生徒総数＜延人数＞に占める割合）

被害者等に対する謝罪指導	4,963人（78.2%）
ルールの徹底や規範意識を醸成するための指導	4,910人（77.3%）
友人関係を改善するための指導	3,240人（51.0%）
保護者の協力を求めて、家族関係等の改善・調整	2,335人（36.8%）
当該児童生徒が意欲を持って活動できる場を用意	971人（15.3%）
教職員との関係改善	758人（11.9%）
個別に学習支援	597人（9.4%）
その他	43人（0.7%）

（2）調査結果の捉え

暴力行為の発生件数は大きく減少している。中学校（含む中等教育）は、加害生徒数（実人数）が大きく減少している。形態別では、対教師暴力、生徒間暴力、器物破損が減少している。暴力行為を5回以上繰り返す児童・生徒数、発生件数は、小学校・中学校とも減少している。再び暴力行為をおこさないように、早い段階で関係機関と連携し、継続的に指導・支援が行われている。

加害児童・生徒に対する学校の指導等の内容としては、「被害者等に対する謝罪指導」「ルールの徹底や規範意識を醸成するための指導」の割合が高いが、「友人関係を改善するための指導」「当該児童生徒が意欲を持って活動できる場を用意」が増加した。加害児童・生徒が自分の行為に対し、しっかりと向き合うよう指導に努めているとともに、児童・生徒の自尊感情や人間関係の形成につながる指導が行われている。

2 いじめの状況（公立小・中・高・特別支援学校・県・市町村教育委員会）

（1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.8～14）

ア いじめの認知件数は**6,479件**（前年度より340件減少）

イ 校種別の内訳

小学校	3,834件	減少	前年度より36件減少
中学校	2,304件	減少	前年度より404件減少
高等学校	266件	増加	前年度より76件増加
特別支援学校	75件	増加	前年度より24件増加

ウ 警察に相談・通報した学校数

	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
警察に相談・通報した学校数（校）	20	32	4	0
いじめを認知した学校数に占める割合（%）	3.1	8.9	4.9	0

エ いじめの現在の状況（平成26年度末時点）

「解消しているもの」と「一定の解消が図られたが、継続支援中」を合わせた「改善率」98.3%（前年度より1.3ポイント上昇）

オ 小・中・高等学校 学年別いじめの認知件数 (\* 特別支援学校を除く)

学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
人数(人)	277	392	566	737	910	952	1,139	805	360
学 年	高1	高2	高3・4						
人数(人)	134	80	52						

カ いじめの態様(回答の多いものと回答した割合)

冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	4,124件(63.7%)
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	1,190件(18.4%)
仲間はずれ、集団による無視をされる。	1,094件(16.9%)
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	430件(6.6%)
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	385件(5.9%)

キ 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組(回答の多いものと回答した割合)

職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	1,477校(98.3%)
学校におけるいじめへの対応方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた。	1,413校(94.1%)
いじめの問題に対応するため、校内組織の整備など教育相談体制の充実を図った。	1,298校(86.4%)
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	1,274校(84.8%)
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して相談にあたった。	1,118校(74.4%)

ク いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童・生徒に対し行った具体的な方法(回答の多いものと回答した割合)

アンケート調査の実施	1,489校(99.1%)
個別面談の実施	1,133校(75.4%)
家庭訪問の実施	743校(49.5%)

ケ いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数

区分	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
重大事態発生校数(校)	6	5	1	0	12
重大事態発生件数(件)	7	6	1	0	14
うち、第28条第1項第1号	2	1	0	0	3
うち、第28条第1項第2号	5	5	1	0	11

\*いじめ防止対策推進法第28条及び第30条より抜粋

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第三十条 地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

コ いじめ防止対策推進法第12条に規定する「地方いじめ防止基本方針」を策定した自治体数

	策定済み		策定に向けて検討中		策定するかどうかを検討中		策定しない		計	
	該当数	構成比 (%)	該当数	構成比 (%)	該当数	構成比 (%)	該当数	構成比 (%)	該当数	構成比 (%)
県	1	100	0	0	0	0	0	0	1	100
市町村	27	81.8	6	18.2	0	0	0	0	33	100

(2) 調査結果の捉え

いじめ防止対策推進法を踏まえ、全ての公立学校において「学校いじめ防止基本方針」を策定し、日常の取組として「保護者や地域住民への働きかけ」や「校内研修の実施」等の取組がより一層進んでいると捉えている。

学年別いじめの認知件数では、中学校1年生が前年度より減少したものの、依然、最も多い。環境が変わった段階での人間関係づくりが重要と考えられる。

いじめの改善率が上昇している。各学校で認知したいじめに対して、速やかに適切な指導と支援を行っている結果と捉えられる。

高等学校と特別支援学校では、いじめの認知件数が増加しているが、改善率も上昇している。これは、各校で職員会議等での校内研修の取組が充実したため、いじめに対しての教職員の意識が高まり、日常からいじめの積極的な早期発見に努めたほか、いじめへの迅速かつ適切な指導と支援が可能になった結果であると捉えている。

\*いじめの改善率：いじめの認知件数のうち、年度内に「解消しているもの」と「一定の解消が図られたが、継続支援中」を合わせた件数が占める割合

3 長期欠席・不登校児童・生徒の状況（公立小・中学校）

(1) 調査結果の概要（詳細データは資料2のP.15～23）

ア 不登校児童・生徒数は9,363人（前年度より365人増加）

出現率は1.40%（前年度より0.06ポイント上昇）

イ 校種別の内訳

小学校	不登校児童数	2,443人（前年度より264人増加）
	出現率	0.53%（前年度より0.06ポイント上昇）
中学校	不登校生徒数	6,920人（前年度より101人増加）
	出現率	3.29%（前年度より0.06ポイント上昇）

【参考】長期欠席児童・生徒数（学校基本調査より）

長期欠席児童・生徒数は13,024人（前年度より242人増加）

出現率は1.95%（前年度より0.04ポイント上昇）

校種別の内訳

小学校	長期欠席児童数	4,767人（前年度より259人増加）
	出現率	1.04%（前年度より0.06ポイント上昇）
中学校	長期欠席生徒数	8,257人（前年度より17人減少）
	出現率	3.93%（前年度より0.01ポイント上昇）

長期欠席に占める不登校の割合

小学校	51.2%（前年度より2.9ポイント上昇）
中学校	83.8%（前年度より1.4ポイント上昇）
小・中合計	71.9%（前年度より1.5ポイント上昇）

ウ 小中学校 不登校児童・生徒数及び学年別内訳

学 年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
人数(人)	138	193	312	432	599	769	1,698	2,401	2,821

エ 欠席日数別不登校児童・生徒の状況

年間 30日～59日の欠席	2,433人(全体の26.0%)
年間 60日～89日の欠席	1,603人(全体の17.1%)
年間 90日～119日の欠席	1,368人(全体の14.6%)
年間120日～149日の欠席	1,225人(全体の13.1%)
年間150日～179日の欠席	1,200人(全体の12.8%)
年間180日以上欠席	1,534人(全体の16.4%)

オ 不登校児童・生徒への指導結果状況

指導の結果、登校する又はできるようになった児童・生徒の割合

小学校	47.9%(前年度より3.4ポイント上昇)
中学校	42.1%(前年度より3.8ポイント上昇)

指導の結果、継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童・生徒の割合

小学校	20.5%(前年度より0.4ポイント低下)
中学校	25.5%(前年度より1.2ポイント上昇)

を合わせた「改善率」

小学校	68.3%(前年度より2.9ポイント上昇)
中学校	67.6%(前年度より5.0ポイント上昇)
小・中合計	67.8%(前年度より4.5ポイント上昇)

カ 「指導の結果登校する又はできるようになった児童・生徒」に特に効果のあった学校の措置

小学校(上位項目のみ)(不登校児童在籍校総数に占める割合)

登校を促すため、電話をかけたリ迎えに行くなどした。	332校(49.3%)
保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った。	235校(34.9%)
スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった。	233校(34.6%)
保健室等特別の場所に登校させて指導にあたった。	233校(34.6%)

中学校(上位項目のみ)(不登校生徒在籍校総数に占める割合)

家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った。	288校(71.3%)
スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった。	274校(67.8%)
登校を促すため、電話をかけたリ迎えに行くなどした。	258校(63.9%)

キ 相談・指導を受けた学校外の機関

小学校(上位項目のみ)(不登校児童総数に占める割合)

教育センター等教育委員会所管の機関<教育支援センターを除く>	433人(17.7%)
病院、診療所	363人(14.9%)
児童相談所、福祉事務所	289人(11.8%)

中学校(上位項目のみ)(不登校生徒総数に占める割合)

教育支援センター(適応指導教室)	784人(11.3%)
病院、診療所	595人(8.6%)
教育センター等教育委員会所管の機関<教育支援センターを除く>	535人(7.7%)

ク	学校外の相談機関等で相談・指導等を受けた人数及び割合（不登校児童・生徒数に対する）		
	小学校	1,109人（前年度より146人増加）	45.4%（前年度より1.2ポイント上昇）
	中学校	2,235人（前年度より238人増加）	32.3%（前年度より3.0ポイント上昇）
	小・中合計	3,344人（前年度より384人増加）	35.7%（前年度より2.8ポイント上昇）

## （2）調査結果の捉え

不登校児童・生徒数は増加している。長期欠席児童・生徒数に占める「その他」の割合が減少し、「不登校」の割合が増加している。教職員が理由をあいまいにせず、「不登校ではないか」と捉え、欠席児童・生徒一人ひとりに丁寧な対応を心掛けたためと思われる。

不登校の改善率が小・中学校ともに上昇し、指導により好ましい変化が見られるようになった児童・生徒は6,345人であった（全体の67.8% 前年度比4.5ポイント上昇）。この要因の一つとして、学校や関係機関における「早期発見・早期対応」の取組の充実が考えられる。

具体的に、不登校児童・生徒への支援として、小学校では「登校を促すため、電話をかけたたり迎えに行く」だけでなく「保護者の協力を求めて、家族関係や家庭生活の改善を図った」といった家庭への働きかけに関する回答が、また中学校では、「家庭訪問を行い、学業や生活面での相談にのるなど様々な指導・援助を行った」「スクールカウンセラー、相談員等が専門的に相談にあたった」という回答が効果のあった取組として挙げられている。

\* 不登校の改善率：不登校児童・生徒数のうち、「指導の結果、登校する又は登校できるようになった」及び「継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった」を合わせた児童・生徒数が占める割合

## 4 長期欠席・不登校生徒の状況（公立高等学校）

### （1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.24～32）

#### ア 長期欠席生徒数は6,945人（前年度より19人減少）

長期欠席出現率は5.06%（前年度より0.14ポイント低下）

課程別の内訳

全日制	長期欠席生徒数	3,457人（前年度より175人増加）
	長期欠席出現率	2.70%（前年度より0.07ポイント増加）
定時制	長期欠席生徒数	3,488人（前年度より194人減少）
	長期欠席出現率	37.58%（前年度より1.85ポイント減少）

#### イ 不登校生徒数は3,676人（前年度より383人増加）

全生徒数のうち不登校生徒の割合（出現率） 2.68%（前年度より0.22ポイント上昇）

課程別の内訳

全日制	不登校生徒数	2,003人（前年度より245人増加）
	出現率	1.56%（前年度より0.15ポイント上昇）
定時制	不登校生徒数	1,673人（前年度より138人増加）
	出現率	18.02%（前年度より1.58ポイント上昇）

#### ウ 不登校生徒が相談・指導を受けた学校内外の機関等

病院や診療所、民間団体等の機関で相談・指導等を受けた延べ人数 340人 9.25%  
（前年度より7人増加 0.86ポイント低下）

養護教諭やスクールカウンセラーに専門的な相談を受けた延べ人数 743人 20.21%  
（前年度より316人減少 11.95ポイント低下）

## （2）調査結果の捉え

全体として長期欠席者数が減少したことについては、欠席理由に関わらず、早期発見・対応に

努め、きめ細かな支援を行った結果と捉えられる。

定時制における不登校生徒が多いことについては、中学時より不登校となっていた生徒を定時制が受け入れているためと考えている。

長期欠席者に占める不登校生徒の割合が増加したのは、欠席の理由がはっきりとしない場合でも、学校が「不登校ではないか」と積極的に捉えた結果と考えている。

長期欠席者や不登校生徒への指導・支援については、生徒指導担当者会議や教育相談コーディネーター会議等において、教職員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる校内のチーム支援の考え方や外部資源の活用等のノウハウや情報を提供することにより、学校全体で取り組む教育相談体制の構築を図っていく必要がある。

長期欠席者の減少にむけて、各学校が、一人ひとりの学びのペースや個別のニーズにきめ細かく対応し、家庭や地域、関係機関等と連携しながら、学習意欲や通学意欲を高める指導・支援を行う必要がある。

## 5 中途退学者等の状況（公立高等学校）

### （1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.33～36）

#### ア 中途退学者数は3,163人（前年度より174人増加）

##### 課程別の内訳

全日制	中途退学者数	1,221人（前年度より9人減少）
	中途退学率	0.95%（前年度より0.04ポイント低下）
定時制	中途退学者数	1,172人（前年度より105人増加）
	中途退学率	12.63%（前年度より1.17ポイント上昇）
通信制	中途退学者数	770人（前年度より78人増加）
	中途退学率	14.61%（前年度より2.65ポイント上昇）

#### イ 中途退学に至った理由について

全日制	進路変更	475人・38.9%（前年度580人・47.2%）
	学校生活・学業不適應	377人・30.9%（前年度365人・29.7%）
	学業不振	108人・8.8%（前年度119人・9.7%）
	経済的理由	3人・0.2%（前年度3人・0.2%）
定時制	進路変更	437人・37.3%（前年度353人・33.1%）
	学校生活・学業不適應	308人・26.3%（前年度337人・31.6%）
	仕事の多忙等その他の理由	260人・22.2%（前年度154人・14.4%）
	経済的理由	6人・0.5%（前年度5人・0.5%）
通信制	その他の理由	485人・63.0%（前年度572人・82.7%）
	学業不振	182人・23.6%（前年度1人・0.1%）
	進路変更	82人・10.6%（前年度90人・13.0%）
	学校生活・学業不適應	10人・1.3%（前年度11人・1.6%）

#### ウ 懲戒による退学者数は0人（前年度0人）

### （2）調査結果の捉え

全日制の中途退学者の減少については、生徒が学校生活を継続し卒業を目指せるよう、職員がきめ細かな粘り強い生徒指導・教育相談に取り組んだ成果と考えている。定時制についても、近年は減少傾向にあったが、26年度については「進路変更」や「仕事の多忙等その他の理由」による中途退学が増加していることから、仕事の多忙等で学業の継続が困難となり、入学後に改めて進路を見直したことが、中途退学者数増加の主な要因と考えられる。通信制については、「学業不振」や「進路変更」により中途退学している生徒が多いが、「その他の理由」が最も多いのは、他にも様々な課題を抱える生徒が多いためと捉えている。

不登校等様々な課題のある生徒に対する継続的な支援に向けて、教育相談コーディネーターを中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の充実を図ることが重要である。そのために、生徒指導担当者会議や教育相談コーディネーター会議等において、チーム支援の考え方や外部資源の活用等のノウハウや情報を提供していく。各学校が、一人ひとりの学びのペースや個別のニーズにきめ細かく対応し、学習意欲や通学意欲を高める指導・支援を行う必要がある。

進路変更や学校生活・学業不適應等の理由により中途退学している生徒がいることを踏まえ、中学生に対して、進学を希望する高校についての十分な理解を深めるためのわかりやすい情報を提供していくことが重要である。

## 6 自殺の状況（公立小・中・高等学校）

### （1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.37）

中学生1人、高校生5人、合計6人

### （2）調査結果の捉え

6人の尊い命が失われたことを真摯に受け止め、地域及び学校教育活動全体を通じ、いのちの授業を始めとする生命を大切にする教育の取組を充実・推進するとともに、自殺予防に向けた取組をさらに強化することが重要である。

## 7 出席停止の状況（公立小・中学校）

### （1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.38）

0人

### （2）調査結果の捉え

平成26年度は出席停止に該当する状況は見られなかった。日頃から問題行動等の未然防止に努めるとともに、問題が長期化、重篤化しないよう学校、教育委員会、警察等の関係機関、保護者等が密接な連携や協力を図ることが重要である。

## 8 教育相談の状況（県・市町村教育委員会）

### （1）調査結果の概要（詳細データは資料2のP.39～40）

県・市町村（含む政令指定都市）における教育相談機関 57機関、教育相談員数379人、1機関あたり6.6人。

教育相談件数 53,801件

### （2）調査結果の捉え

暴力行為の発生件数は減少しているものの、不登校児童・生徒数が増加しており、関係機関と連携するなど、学校外における教育相談の重要性が高まっている。児童・生徒本人及び保護者等が気軽に相談することができる機関や施設について、引き続き周知していくとともに、学校と教育相談機関等が連携した取組を今後とも推進する必要がある。

## 神奈川県教育委員会の主な取組について

神奈川県教育委員会では、児童・生徒の問題行動等に対して次のとおり「未然防止」「早期発見」「早期対応」の取組の充実に努めている。

かながわ元気な学校ネットワークの推進（H23～）

産・官・学・民からの委員で構成する「かながわ元気な学校ネットワーク推進会議」（H23.8設置）を推進母体に、プロジェクト等に取り組むことにより、すべての子どもたちを元気にし、教職員・保護者も、さらに地域の人たちも元気にするような学校づくりを推進する。

「かながわ子どもスマイル（SMILE）ウェーブ」の展開（H23～）

平成24年3月21日に開催した「かながわ元気な学校づくり全県生徒代表総会」を契機として、県内の各地域で地域の大人たちが子どもの育ちに関心を持ち、積極的に子どもへの関わりを深めるため、「地域生徒代表総会」を展開する。

かながわ「いのちの授業」の推進（H24～）

「いのち」のかけがえのなさ、夢や希望をもって生きることの大切さ、人への思いやりなど、「いのち」や他者との関わりを大切にしながら、子どもたちにあらゆる人がかかわって百万通りの「いのちの授業」を展開し、心ふれあう教育の推進を図る。

「いじめ問題に係る点検・調査」の実施（H18～）

文部科学省通知のチェックリストを活用した従来の点検項目に、平成24年度に実施した「いじめ問題に関する児童生徒の実態把握及び学校の取組状況に係る緊急調査（文部科学省）」、いじめ防止対策推進法等を反映させ、市町村教委や各学校が自己の取組を点検するための調査を県独自に実施。毎年度実施している。

「神奈川県児童・生徒の問題行動等に関する短期調査」の実施（H22～）

いじめ・暴力行為、不登校の状況を教育委員会が随時把握することを通じて、即時的な対応・支援の充実につなげることをねらいとして実施。

第1期 4～7月                      第2期 4～9月                      第3期 4～12月

スクールカウンセラーの活用（H7～）

（H27）中学校：全中学校に配置（政令市は独自に配置）

小学校：中学校に配置のSCが対応

高 校：60校を拠点として全高等学校に対応

スクールソーシャルワーカーの活用（H21～）

（H27）小・中学校：4教育事務所に配置（政令・中核市は独自に配置）

高 校：10地区に各1校を拠点として配置

教育相談コーディネーターの養成・配置（H16～）

国が示す「特別支援教育コーディネーター」を、県の「支援教育」の理念に基づき養成し、チーム支援の中核を担う役割として、全ての公立学校に配置している。

相談窓口「いじめ110番」の開設（H6～）

総合教育センターに電話相談窓口として「いじめ110番」を開設。平成18年からは24時間受付体制を整備している。

### 参考URL

<問題行動等に関する資料>

- ・「登校支援のポイントと有効な手立て」

神奈川県教育委員会 平成19年

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6692/p572710.html>

<いじめ対策サポート会議・神奈川県教育委員会作成資料>

- ・「学校のいじめ初期対応のポイント」
- ・「市町村教育委員会におけるいじめ問題への対応」

- ・「保護者・地域の皆様へ いじめをしない させない 許さない！」  
平成25年3月  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f470374/p657386.html>

- ・「いじめ早期発見・早期対応のためのアンケートについての配慮事項」  
神奈川県教育委員会 平成25年7月  
<http://www.pref.kanagawa.jp/prs/p678341.html>

< 関係機関との連携等に関する資料 >

- ・「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」  
～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の構築に向けて～  
神奈川県教育委員会 平成23年3月  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417834/p477052.html>

- ・「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」2  
～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の構築に向けて～  
「関係機関との連携支援モデル」  
神奈川県教育委員会 平成26年3月一部改訂  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f417834/p477052.html>

- ・「関係機関との連携構築支援プログラム」  
神奈川県保健福祉局福祉部生活援護課 平成27年7月  
<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/779892.pdf>

- ・「協働チーム宣言」  
自立活動教諭（専門職）とのチームアプローチによる支援が必要な子どもの教育の充実  
神奈川県教育委員会 平成22年3月  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6722/>

- ・「不登校児童・生徒の学校生活再開や将来の社会的自立に向けて」  
神奈川県教育委員会 平成25年5月一部変更  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6692/p572031.html>

< 教育相談・学習支援等に関する資料 >

- ・「教育相談事例から考えるいじめとその対応」  
総合教育センター 平成19年4月  
<http://kjd.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/ijimetaiou.pdf>

- ・「はじめようケース会議Q & A」  
神奈川県立総合教育センター 平成21年3月  
[http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/h20/pdf/case\\_m.pdf](http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/h20/pdf/case_m.pdf)

- ・「明日から使える支援のヒント～教育のユニバーサルデザインをめざして～」  
神奈川県立総合教育センター 平成22年3月  
<http://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/download/h21pdf/hint.pdf>

- ・「外国につながるのある児童・生徒への指導・支援の手引き」  
神奈川県教育委員会 平成24年6月  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f420361/>

< 自殺等に関する資料 >

- ・「中高生の自殺予防に向けた ころころサポートハンドブック」  
神奈川県教育委員会 平成23年3月  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f360398/>

- ・「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」  
文部科学省 平成22年3月  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houdou/22/04/\\_icsFiles/fieldfile/2010/11/16/1292763\\_02.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/22/04/_icsFiles/fieldfile/2010/11/16/1292763_02.pdf)

< 体罰防止に関する資料 >

- ・「体罰防止ガイドライン」「校内研修ツール」  
神奈川県教育委員会 平成25年7月  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f480328/>